

鈴鹿市上下水道局公告第 15 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 3 の 2 第 1 項の規定により次のとおり鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（令和元年鈴鹿市上下水道局管理規程第 6 号）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 30 日

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥 美 良 雄

名称	所在地	指定年月日
山宝株式会社	鈴鹿市道伯三丁目 4 番 34 号	令和 7 年 6 月 30 日